



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

コロナによる影響を
受けた事業者向け

家賃の最大2/3を給付
国の家賃支援給付金の申請がはじまりました

令和2年度第2次補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に売上が減少した事業者向けに、家賃(地代を含む)の一部が補助される『家賃支援給付金』が創設されました。大きなポイントは、福岡市が独自で行っている家賃支援とは違い、支援を受けられる業種に指定がないところです(ただし風俗営業、宗教団体等は除く)。本制度には法人向け・個人向けがありますが、今回は個人事業者向けに記載をしております。

※ 給付要件等については、記事作成時(7月28日現在)での情報です。要件等は変更になる場合があります。最新の情報は家賃支援給付金ポータルサイト等でご確認ください。

申請期間

令和2年7月14日(火)～令和3年1月15日(金)

給付の対象となる事業者

令和2年5月～12月において、以下のいずれかの要件を満たす個人事業者等

- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比50%以上減少
- ② 連続する3カ月の売上高の合計が前年同期比30%以上減少



給付額

申請時の直近の支払い家賃(月額)に基づき算出される月額給付額の6倍(6カ月分)を支給

(月額上限50万円×6カ月分 = 最大給付額300万円)

ただし、家賃の支払い額が月額37.5万円までは給付率が2/3、月額37.5万円を超えた部分については給付率が1/3となります。

【給付額の参考例】申請直前の家賃の支払い金額(1カ月分)が15万円の場合

月額給付額 15万円×2/3=10万円 → 給付額 10万円×6カ月分=60万円

○ 共益費・管理費については、家賃と一体の契約になっている場合はその全額が算定基準となります。

○ 申請時に、直近の家賃支払いの減免を受けている場合は、減免後の家賃が給付金の算定基準となります。

○ 自宅兼事務所や駐車場(事業に要する分のみ)も家賃支援の対象となります。

必要となる書類

- ・ 許可証(申請サイトよりダウンロード、印刷をして自署する必要あり)
 - ・ 賃貸借契約書等の写し
 - ・ 申請時の直近3カ月分の賃料支払い実績を証明する書類(通帳の写し、振込明細、賃貸人からの領収書等)
 - ・ 2019年分の確定申告書B第1表、青色申告決算書1面及び2面
 - ・ 売上の減少を証明する令和2年分の売上台帳等(5月以降の任意の月分)
 - ・ 給付金を受給するための振込先通帳の写し(表紙及び表紙を1枚めくった見開き部分)
 - ・ 本人確認書類の写し(運転免許証の両面、マイナンバーカード等)
- } 持続化給付金と同様

※賃貸借契約書に記載されている契約期間を超過した後、自動更新により契約が続いている場合には、別途「賃貸借契約等証明書」(申請サイトに様式あり)に、賃貸人による署名が必要になります。ご注意ください。

上記の書類が全てそろっている場合であっても、審査や内容の確認に時間要するため、給付までに時間がかかるようです。また、賃貸借契約書が模範通りの状態にないケースなど、トラブルが多く想定されています。持続化給付金のように、売上の減少だけを証明する申請とは大きく異なりますので、博多駅周辺に2か所、天神に1か所ある申請会場の活用を強くお勧めします。

なお、国の家賃支援給付金が給付された事業者は、福岡県が実施する『福岡県家賃軽減支援金』(福岡県内に事業所を持つ方に家賃の1/15×6カ月分を支給)にも該当することになります。申請には、国から交付された「家賃支援給付金の振込のお知らせ」の写しが必要です。紛失しないようご注意ください。

申請会場	会場名	所在地
	TKPガーデンシティ博多アネックス	博多区博多駅前4-11-18 ホテルサンライン福岡博多駅前
	TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター	博多区博多駅中央街4-8 ユーコウビル
	TKPガーデンシティ天神	中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル

申請会場は、必要書類をすべて揃えた上で事前予約が必要となります。

9月1日スタート!

最大5,000円分のポイント還元 「マイナポイント」の予約申し込みが始まりました

消費税率の引上げに合わせて昨年10月より実施されていたキャッシュレス還元事業が、6月いっぱいで終了しました。以前はキャッシュレス決済といえばクレジットカード・電子マネーが主流でしたが、これを機にQRコード決済のアプリ等を導入された方も多かったのではないでしょうか。引き続き第2弾として、キャッシュレス決済の普及・消費の活性化等を目的として、マイナンバーカードを利用した新たなマイナポイント事業が9月からスタートします。

これまでのキャッシュレス還元事業は、個人事業・中小企業の加盟店でお買い物をする際にキャッシュレス決済を行うと、最大5%の割引もしくはクレジットカード等にポイントとして自動的に還元される仕組みでしたが、今回から始まるマイナポイントをもらうにはマイナンバーカードが必須で、事前に登録を行なう必要があります。

マイナポイント取得までのイメージ (参考: 総務省マイナポイント事業HP: <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)

今すぐ

マイナンバーカードを取得しよう!



STEP1

① マイナンバーカードの取得

はじめに、マイナンバーカードをお持ちでない方はカードを取得する必要があります。マイナンバーカードの申請は、マイナンバーの通知カードとスマートフォンをお持ちであれば、オンラインで行なうことができます。その他にも、郵送やパソコン、街なかの証明写真機からも申請が可能です。

*マイナンバーカードの発行には申請から1カ月程度かかります。また受取りについては、各自治体の市役所等まで出向く必要があります。

カードがきたら

マイナポイントを予約しよう!



STEP2

② マイナポイントの予約 (マイキーIDの発行)

マイナンバーカードを取得したら、パソコンまたはスマートフォン(公的個人認証サービス対応のもの)にソフト・アプリをダウンロードしてマイキーIDを発行します。その際、マイナンバーカードの受け取り時に設定したパスワードが必要です。最後にマイナンバーカードをICカードリーダライタまたはスマートフォンで読み取ったら、マイナポイントの予約は完了です。

7月から

マイナポイントを申し込もう!



STEP3

③ マイナポイントの申し込み

②のソフト・アプリから、マイナポイントを受け取る決済サービスを選択します。ここで設定できる決済サービスは一つだけです。選択した決済サービスは変更できませんので、慎重に選択しましょう。

また、上記のソフト・アプリ以外にも、コンビニのマルチコピー機からマイナポイントの申し込みができるものや、各種キャッシュレス運営会社の決済サービスアプリから申し込みのものもあります。楽天カード・楽天ペイに関しては、決済サービスアプリからの申し込みのみとなります。

なお、決済サービスによりポイント付与の時期が異なりますのでご注意ください。

実際にマイナポイントが付与されるのは、9月以降のチャージや決済による利用分となりますので、現時点では申し込みまでしかできません。また、選択できる決済サービスは、マイナポイント事業に登録されているもののみとなります(利用しているクレジットカードや電子マネー等がマイナポイントに対応しているかどうかは、マイナポイントHPより確認できます)。以前のキャッシュレス還元事業と異なり、対応している決済サービスが使える店舗であれば、どこでお買い物しても還元が受けられるという点では、利用しやすいかもしれません。20,000円分のチャージや決済で還元率25%、最大5,000円分のマイナポイントを受け取ることが可能となります。

各決済サービスによってはすでに予約申し込みが始まっているものもあり、最大5,000円分のマイナポイントに加え、独自で上乗せしてポイント等を付与するキャンペーンを行なっているものもあります。

市役所など各自治体で、マイナンバーカードの取得やマイナポイントの申請サポートを行なっているところもあります。マイナポイントの付与については予算に上限があり、先着順(ポイント付与期限は2021年3月末まで)となっています。マイナポイントの取得を考えている方は、早めに申請準備をした方が良いかもしれません(詳しくは各自治体にお問い合わせください)。

法律相談日のお知らせ

弁護士の橋先生による
無料相談

8月21日(金) 15時～17時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。
※詳細は事務局までお問い合わせください。

行今
月
事
以
予
定
降
の

行 事 予 定 日

8月3日(月)・20日(木)

9月7日(月)

8月21日(金)

8月31日(月)

行 事 内 容

税務相談日

法律相談日

【該当者のみ】消費税の中間申告期限

ふくおかNEWS

メール: info@aoiro-f.com
H P: <http://aoiro-f.com/>
Tel: 092-283-7177 FAX: 092-283-7176
当会発信専用番号: 070-5416-5221

編
集
後
記

連日、4月～5月の緊急事態宣言の時を思い起こさせるような新型コロナの感染者数が報道され、不安が募るばかりです。そのような中、7月末には博多税務署でも職員に感染者が出て、消毒作業となりました。ついに足元まで迫ってきたかのような印象です。

つきましては、感染症拡大防止の観点から、当面の間、ご来会時のお茶出しは控えさせていただきます。ご接待できず、申し訳ございません。